

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案については、5月25日の水産政策審議会・資源管理分科会にて審議が行われた結果、諮問どおり答申された。これを受けて、標記省令を平成23年8月1日に施行する予定である。

諮問第198号

遠洋かつお・まぐろ漁業に係る大西洋におけるよごれ等の採捕の禁止について
(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第2関係)

1 現行制度の概要

かつお・まぐろ類については、海洋を広く回遊する魚種であるため、混獲魚種に係る採捕の規制を含め、大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「I C C A T」という。）等の地域漁業管理機関において資源管理を行い、必要な保存管理措置を定めている。

また、当該保存管理措置については、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第17条に基づき、指定省令別表第2の上欄に掲げる指定漁業につき、それぞれ同表の下欄に掲げる規制を講じることにより、国内担保を行っているところである。

2 改正の必要性

今般、平成22年I C C A T年次会合において、

- ① よごれに関する保存管理措置（10-07）
- ② しゅもくざめ科（うちわしゅもくざめを除く。）に関する保存管理措置（10-08）

が採択され、遠洋かつお・まぐろ漁業に係る大西洋（地中海含む。）におけるよごれ又はしゅもくざめ科（うちわしゅもくざめを除く。）の採捕が禁止されることとなる。これを担保するため、指定省令別表第2を改正する必要がある。

3 今後の予定

平成23年8月1日施行（予定）

I C C A Tの勧告は平成23年8月13日に発効されるが、遠洋かつお・まぐろ漁業の大西洋における漁期が8月1日からであることを踏まえ、8月1日に施行することを予定している。

以上